

○東京芸術大学職員給与規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成17年4月1日 平成17年7月21日
平成17年12月15日 平成18年3月31日
平成19年3月28日 平成20年1月29日
平成20年3月27日 平成20年10月17日
平成20年12月22日 平成21年3月30日
平成21年6月25日 平成21年12月1日
平成22年3月30日 平成22年12月1日
平成23年3月29日 平成23年7月8日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表のとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1)俸給 (2)諸手当 大学院調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当 主幹教諭手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額	一の月の初日から末日まで	その月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び東京芸術大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
教員特殊業務手当 教育実習等指導手当 教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 管理職員特別勤務手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当

		たるときは、前日)
通勤手当		支給単位期間（6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間）に係る最初の月の20日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び勤務時間等規則第17条に規定する休日に当たる場合は、順次、前日、前々日、翌日、前々前日とする。）

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを控除して支払うことができるものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日まで俸給を支給する。

3 前項にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前項の規定は、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費

用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めるとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条、第33条から第34条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び大学院調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、教員特殊業務手当(第30条第1項第1号に規定する業務に限る。)、教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を一日の所定勤務時間数で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から第34条の2までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときには、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときには、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表(別表第1)

イ 一般職俸給表(一)

ロ 一般職俸給表(二)

(2) 教育職俸給表(別表第2)

イ 教育職俸給表(一)

ロ 教育職俸給表(二)

(3) 医療職俸給表(別表第3)

(4) 指定職俸給表(別表第4)

(短時間勤務制職員の給与)

第11条の2 勤務時間等規則第21条に規定する短時間勤務制を適用した職員(以

下「短時間勤務制職員」という。)の毎月の給与額は、俸給、大学院調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当(俸給、大学院調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額合計額に第26条第1項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。)、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た勤務1時間当たりの給与額に当該短時間勤務制職員のその月の総勤務時間数を乗じて得た額並びに扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額とする。

2 第21条及び第33条から第34条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定を適用する。ただし、第33条及び第34条の場合において、所定勤務時間を超えない勤務に対する勤務1時間当たりの給与額は、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第11条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、昇給日前の9月30日以前の1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒処分及び同規則第45条に規定する訓告等を受けたときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 職員の昇給区分は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給の区分に決定する。

(1) 勤務成績が特に良好である職員

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

(2) 勤務成績が良好である職員 C

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(4) 勤務成績が良好でない職員 E

3 職員を昇給させる場合の号俸数は、前項に定める当該職員の勤務成績に応じて

決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第7に定める号俸数とする。この場合において、号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 4 職員は、60歳（用務員にあつては、63歳）に達した日の属する年度の翌年度以降は、前項の規定にかかわらず、昇給しない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 6 前5項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
（昇給日）

第18条 前条の規定による昇給日は、1月1日とする。

（特別の場合の昇給）

第19条 勤務成績が良好である職員について特に必要があると認められる場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日に、第17条第1項及び第2項を準用して昇給させることができる。

- (1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 学長が定める日

第3章 給与の特例

（休職者の給与）

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、教職調整額及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、東京芸術大学教員の採用等に関する規則（以下「教員採用等規則」という。）第6条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等（期末手当を除く。）の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号及び同項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第6号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第8号の規定に該当し休職にされたときは、その

休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

8 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときには、勤務時間等規則第22条に規定する休暇、就業規則第33条の規定により職務専念義務を免除された場合又は東京芸術大学安全衛生管理規則第36条第1項に規定する就業禁止の措置の期間を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減ずる。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び教職調整額の半額を減ずる。

（年俸制の適用）

第21条の2 国内外において、高度の専門的学識又は技能を有する者で、本学において教育研究等に従事する教員の給与その他特に必要と認める者の給与については、この規則にかかわらず、年俸制を適用できるものとし、その実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 諸手当

（大学院調整額）

第22条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職は、次の表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる大学院担当教員の占める職とする。

勤務箇所	職員	調整数
大学院研究科	(1) 教授及び准教授のうち、博士課程を担当する者で、主任として4人以上の学生（博士後期課程の学生に限る。）に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの	3
	(2) 教授、准教授及び講師のうち、博士課程を担当する者で、次のいずれかに該当する者 イ 基礎講座等に配置されている者で、主任として学生に対する研究指導に従事する者	2

	ロ 基礎講座等に配置されている者で、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ハ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、かつ、講義等を年度を通じて2単位以上担当する者 ニ 大学院研究科に配置されている者又は講座等の教員に適任者が得られない等のため他の教員組織から担当を命ぜられている者で、講義等を年度を通じて4単位以上担当する者	
	(3) 教授、准教授及び講師のうち、修士課程を担当する者で、(2)のイからニのいずれかに該当する者	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に従事する助教で、学長が別に定める者	

- 3 職員の大学院調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額にその者にかかる前項に定める表に定める調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

教育職俸給表 (一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。ただし、1号俸7,299円、2号俸7,393円、3号俸7,483円、4号俸7,573円、5号俸7,663円、6号俸7,776円、7号俸7,888円、8号俸8,001円、9号俸8,118円、10号俸8,244円、11号俸8,365円、12号俸8,487円、13号俸8,604円、14号俸8,689円、15号俸8,775円、16号俸8,860円、17号俸8,950円
2級	10,400円。ただし、1号俸9,207円、2号俸9,306円、3号俸9,405円、4号俸9,504円、5号俸9,598円、6号俸9,697円、7号俸9,796円、8号俸9,895円、9号俸9,999円、10号俸10,107円、11号俸10,215円、12号俸10,323円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,100円
6級	16,400円

- 4 次の各号に掲げる場合については、大学院調整額の支給を停止する。
 (1) 休職、停職または派遣により職務に従事しない場合
 (2) 外国出張、病気休暇及び長期研修(以下「外国出張等」という。)により引き続き90日を超えた場合
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、年度の初めから当該年度の末日まで外国出張

等の場合は、当該年度の初めから末日まで、大学院調整額を支給しない。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。

ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額は、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。

適用区分	支給額	職名
I種	130,000円	美術学部長、音楽学部長
II種	100,000円	事務局長
III種	80,000円	副学長、映像研究科長、附属図書館長、学長特命
	60,000円	総務課長、会計課長
IV種	60,000円	大学美術館長、演奏芸術センター長、 藝大アートプラザ所長、附属音楽高等学校長
	50,000円	評議員、社会連携推進課長、学生支援課長、施設課長、 美術学部事務長、音楽学部事務長、映像研究科事務長
V種	40,000円	言語・音声トレーニングセンター長、 芸術情報センター長、副学部長、 附属音楽高等学校副校長、附属図書館事務長、 大学美術館事務長

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第24条 医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有するものに限る。)には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第5に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支

給されていたものとする。

- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第14条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第5の適用については、当該休職の期間（第20条第1項及び教員採用等規則第6条第2項及び同条第3項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給するこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	13,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	それぞれ6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）
第3号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第4号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第5号 重度心身障害者	

- 3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第26条 地域手当は、賃金、物価及び生計費等が特に高い地域並びにこれらの地域に所在する勤務箇所と教育研究上密接な関係がある他の地域に所在する勤務箇所、次の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	取手市	100分の15
東京都	特別区	100分の15
神奈川県	横浜市	100分の15
奈良県	奈良市	100分の8

- 2 地域手当の月額、俸給、大学院調整額、管理職手当、教職調整額及び扶養手当の月額の合計額に、前項に定める表の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 職員が在勤する地域を異にして異動した場合において、異動後の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動後の支給割合」という。）が、当該異動前の地域に係る地域手当の支給割合（以下「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動の日から3年間、異動前の支給割合による地域手当を支給する。ただし、異動の日以後に第1項に規定する支給割合が改定された場合にあつては、改定の日における異動後の支給割合が異動の日の前日における異動前の支給割合に達しないこととなるときは、改定の日以後における地域手当の支給割合は、異動の日の前日における異動前の支給割合とする。
- 4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に定める特定独立行政法人の職員、地方公務員若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等の職員その他これに準ずる職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情等を考慮して必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、別に定める支給割合により当該職員に地域手当を支給することができる。

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円を11,000円

職員その他別に定める職員を除く。)	に加算した額
第2号 第29条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第28条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のために交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 通勤のために交通機関等を利用する職員にあつては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機

関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	6,500円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	8,900円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	11,300円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	13,700円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	16,100円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	18,500円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	20,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	21,800円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	22,700円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	23,600円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	24,500円

- (3) 通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特急列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（東京芸術大学職員通勤手当支給細則において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第29条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	6,000円
300km以上	500km未満	12,000円
500km以上	700km未満	18,000円
700km以上	900km未満	24,000円
900km以上	1,100km未満	30,000円
1,100km以上	1,300km未満	35,000円
1,300km以上	1,500km未満	40,000円
1,500km以上		45,000円

(教員特殊業務手当)

第30条 教員特殊業務手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭で職務の級が教育職俸給表（二）の2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるもの

- イ 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- ロ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ハ 生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。以下この条において「休日」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で休日に行うもの

(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で休日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号イの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号ロ及びハの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に所属する副校長、主幹教諭、教諭又は養護教諭が計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、音楽学部附属音楽高等学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次に定めるものの職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1) 教務主任

(2) 生徒指導主事

(3) 進路指導主事

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

（主幹教諭手当）

第32条の2 主幹教諭手当は、主幹教諭の職にある者に支給する。

2 前項の手当の月額は、8,000円とする。

(超過勤務手当)

第33条 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により、勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100）を超過勤務手当として支給する。この場合において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われていた場合は、100分の150（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務に対しては、第11条の2第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125）を支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には超過勤務手当を支給しない。

2 勤務時間等規則第9条の規定により、所定の勤務時間以外の時間に業務上の必要により、勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規則第15条の規定に基づく週休日における勤務のうち日曜日の勤務及び週休日の振替（同規則第16条に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日の勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間（短時間勤務制職員については、勤務時間等規則第3条第1項に規定する所定勤務時間を超えない勤務の時間を除く。）に対して、前項及び次条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第34条 勤務時間等規則第9条の規定により同規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日（同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第16条及び第18条の規定により、当該週休日及び休日にあらかじめ勤務時間を割り振った場合を除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(夜勤手当)

第34条の2 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第15条に規定する週休日及び同規則第17条に規定する休日(同規則第16条の規定により週休日の振替となった日及び同規則第18条の規定により休日の代休となった日を含む。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて次の表に定める額とする。

適用区分		支給額(実働時間が6時間を超える勤務)
指定職俸給表適用職員		18,000円(27,000円)
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円(18,000円)
	II種適用職員	10,000円(15,000円)
	III種適用職員	8,000円(12,000円)
	IV種適用職員	6,000円(9,000円)
	V種適用職員	4,000円(6,000円)

3 学長(その委任を受けた者を含む。)は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下同じ。)において職員が受けるべき俸給、大学院調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定管理職員」という。))及び次の表(3)に定める職員にあっては、その額に俸給月額に当該表の区分に応じ、当該表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(特定管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における

その者の在職期間の区分に応じて、次の表（４）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（１）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表（二）	5級	100分の10
	4級・3級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（一）	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあつては100分の20）
	4級・3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあつては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（二）	4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあつては100分の10）
医療職俸給表	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級・2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
指定職俸給表		100分の20を超えない範囲で学長が定める割合

表（２）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職俸給表（一）	I種	5級以上	100分の25
	II種		100分の15
医療職俸給表	II種	6級以上	100分の15

表（３）

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
教育職俸給表（一）	III種	5級・6級	100分の10

指定職俸給表		100分の25
--------	--	---------

表（4）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号又は同条第3号から第9号（本号の二に該当するものを除く。）までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第43条第3号の規定により停職にされている職員をいう。）

ニ 無給派遣休職者（就業規則第14条第1項第6号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ホ 勤務時間等規則第31条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ヘ 大学院修学休業職員（教員採用等規則第14条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条第2号及び同条第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

- (4) 第6項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第20条第2項、同条第3項、同条第5項又は同条第6項に規定する職員が当該各号に規定する期間内で基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号に該当して、解雇され、又は死亡したときは当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第3項第2号ロ及び同号ハで定める職員については、この限りでない。
- 6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 前6項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時停止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

（勤勉手当）

- 第37条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1号及び同規則第25条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において受けるべき俸給、大学院調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあっては、100分の87.5、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の77.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月 以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月 以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月 以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月 以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月 以上1月15日未満	100分の15
15日 以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中イ、ロ及びニを「休職者（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項、同条第6項及び同条第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（義務教育等教員特別手当）

第38条 音楽学部附属音楽高等学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭で教育職俸給表（二）の適用を受けるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、その者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。

（教職調整額）

第39条 義務教育を担当する教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、音楽学部附属音楽高等学校に所属する職員のうち、その職務の級が教育職俸給表（二）2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

第5章 規則の実施

（実施に関し必要な事項）

第40条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（俸給表の切替）

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学の職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

（俸給の決定）

- 3 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号給を受けるに至った時を基礎とし、俸給を決定する。

（昇給停止に関する経過措置）

- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律120号）附則11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第17条第2項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

（調整手当の異動保障）

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の3第2項第1号の適用を受けていた職員が施行日において、施行日の前日と勤務箇所を異にし、第26条第1項に規定する支給割合が100分の3の地域若しくは同項の適用を受けない地域に勤務することとなった場合は、施行日において、同条第3項に規定する異動があったものとみなす。

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、同条の適用を受けることとなった日から施行日の前日までの期間を3年間から減じた残期間について、同法第11条の3に規定する支給割合による調整手当を支給する。

（大学院調整額の経過措置）

- 7 施行日から平成18年3月31日までの間において、第22条の適用を受ける職員については、人事院規則9-6-25の規定を準用し適用する。

（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間の取扱い）

- 8 承継職員のうち、施行日の前日において、給与法第19条の4に規定する期末手当、同法第19条の7に規定する勤勉手当及び同法第19条の8に規定する期末特別手当の適用を受けていた職員の当該手当の算出基礎となる期間については、第36条から第38条までに規定する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の算出基礎となる期間に通算する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員は除くものとする。
 - (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
 - (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
 - (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 3 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
(昇給に関する経過措置)
- 5 削除
(大学院調整額に関する経過措置)
- 6 第22条の規定により大学院調整額を支給される職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による大学院調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を大学院調整額として支給する。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

7 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日から引き続き大学院調整額を支給される職員（第3号に該当する職員を除く。） 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに大学院調整額を支給される職員となったとした場合に改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院調整額を支給されることとなり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる改正前の給与規則等の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 初任給基準異動をした場合

ハ 基準給より下位の職務の級に降格をした場合

ニ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ホ 再任用職員異動をした場合

(4) 施行日以後に、東京芸術大学職員退職手当規則第9条第5項に定める国立大学法人等及び同規則第10条第1項に定める国等の機関に勤務する者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(雑則)

8 前7項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第26条の2の規定は平成20年4月1日から施行する。

(俸給表等の改正に伴う特例措置)

2 第2条の規定にかかわらず、施行日に在職する職員のうち、この規則（第26条の2を除く。）が平成20年1月1日に施行されたものとして改正後の規則の規定を適用した場合に得られる平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間の給与額に、改正前の規則の規定に基づいて支給された当該給与額が達しないものとなる職員については、その差額に相当する額を特例的に支給する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第28条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第2項及び第37条第2項の規定の適用については、第36条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第37条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（この規則の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
(1) 次号に掲げる職員以外の職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものを除く。） 100分の99.76

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職俸給表（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで

教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から52号俸まで
	2 級	1 号俸から32号俸まで
医療職俸給表	1 級	1 号俸から56号俸まで
	2 級	1 号俸から40号俸まで
	3 級	1 号俸から16号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで

（2）指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.68

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、俸給の切替えに伴う経過措置を適用しないものとする。

（1）平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

（2）平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

（3）平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

（4）平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

4 平成17年改正規則附則第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

5 平成22年1月1日に行われる第17条の規定による昇給については、同条中「昇給日前の9月30日以前の1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの期間」とし、別表第7備考3中「12月」とあるのは「9月」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第21条第2項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に

100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第5項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び第5項において「俸給月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第36条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（4）に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第37条第2項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項に規定する勤務期間の区分に応じて定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 第20条第1項から第7項まで及び第36条第5項前段の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第20条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第20条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第20条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第36条第5項前段 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（第20条第5項、第6項又は第7項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
教育職俸給表（二）	4級
医療職俸給表	6級

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する前項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第11条の2、第21条第1項及び第33条から第34条の2まで並びに東京芸術大学職員の育児休業等に関する規則第18条第2項及び東京芸術大学職員の介護休業等に関する規則第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額の12箇月分をその年度における勤務時間等規則第21条の適用を受けない職員の所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあつては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあつては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年規則第96号。以下「平成17年改正規則」という。）附則第2項及び東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年規則第16号。以下「平成21年改正規則」という。）附則第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日に次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額

にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規則附則第2項第1号に規定する職員 100分の99.59

(2) 指定職俸給表の適用を受ける職員 100分の99.44

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員には、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 平成18年4月1日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 平成18年4月1日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 平成18年3月31日以前に休職等期間がある職員であって、平成18年4月1日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた者

(4) 平成18年4月1日以降に前項の規定による俸給を支給される職員でなくなった者

9 平成17年改正規則附則第3項及び第4項並びに平成21年改正規則附則第4項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用又は平成18年4月1日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して第7項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、第7項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年規則第44号。以下「平成22年改正規則」という。)附則第2項の規定が適用される間、第37条第2項に定める勤勉手当の総額は、第37条第2項及び同規則附則第6項の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で平成22年改正規則附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与規則第17条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

別表第1 一般職俸給表（第11条第1号関係）

イ 一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	

38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				

121	307,900							
122	308,200							
123	308,500							
124	308,800							
125	309,200							

- 備考
- 1 この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。
 - 2 2級1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった者で別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200
37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800

39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
70	204,200	253,800	284,500	315,600	
71	204,700	254,400	285,300	316,100	
72	205,300	255,000	286,100	316,600	
73	205,900	255,300	287,000	316,900	
74	206,600	255,700	287,800	317,400	
75	207,300	256,200	288,600	317,900	
76	208,100	256,700	289,400	318,400	
77	208,500	257,300	290,200	318,700	
78	209,200	257,800	290,800	319,100	
79	209,900	258,300	291,400	319,500	
80	210,600	258,800	292,000	319,900	

81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,300	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	
112	228,600	269,300	307,200	
113	229,100	269,600	307,500	
114	229,600	269,900	307,900	
115	230,100	270,200	308,300	
116	230,600	270,500	308,700	
117	231,000	270,800	309,000	
118	231,400	271,100	309,400	
119	231,800	271,400	309,800	
120	232,200	271,700	310,200	
121	232,600	271,900	310,500	

122		272,200	310,900		
123		272,500	311,300		
124		272,800	311,700		
125		272,900	311,900		
126		273,200	312,300		
127		273,500	312,700		
128		273,800	313,100		
129		273,900	313,300		
130		274,200	313,700		
131		274,500	314,100		
132		274,800	314,500		
133		274,900	314,700		
134		275,200			
135		275,500			
136		275,800			
137		275,900			

備考 この表は、用務員の業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職俸給表（第11条第2号関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000	545,100
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500	548,300
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000	551,500
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500	554,700
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100	557,800
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600	560,300
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100	562,800
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600	565,300
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900	567,800
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400	569,700
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900	571,600
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400	573,500
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200	575,300
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500	576,800
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900	578,300
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200	579,800
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600	581,300
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000	582,300
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400	583,300
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800	584,300
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300	585,400
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700	
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100	
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500	
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,900	
26	215,900	268,800	334,600	387,200	468,300	
27	218,000	271,800	337,100	389,100	470,700	
28	220,100	274,800	339,600	391,000	473,100	
29	222,100	277,800	342,000	393,000	475,500	
30	224,400	280,500	344,200	394,800	477,900	
31	226,700	283,200	346,400	396,600	480,200	
32	229,000	285,900	348,600	398,400	482,600	
33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,000	
34	233,300	291,400	353,200	402,000	487,300	
35	235,200	294,200	355,500	403,800	489,600	
36	237,100	297,000	357,800	405,600	491,900	
37	239,000	299,800	359,900	407,200	494,200	

38	241, 100	302, 100	362, 000	408, 900	496, 200
39	243, 100	304, 400	364, 100	410, 600	498, 200
40	245, 100	306, 700	366, 100	412, 300	500, 200
41	247, 200	308, 900	368, 100	413, 700	502, 300
42	249, 100	310, 100	370, 000	415, 300	504, 200
43	251, 000	311, 300	371, 900	416, 900	506, 100
44	252, 900	312, 500	373, 800	418, 500	508, 000
45	254, 700	313, 600	375, 800	419, 900	510, 000
46	256, 600	314, 800	377, 600	421, 500	511, 900
47	258, 500	316, 000	379, 400	423, 100	513, 800
48	260, 400	317, 200	381, 200	424, 700	515, 700
49	262, 000	318, 200	383, 100	426, 300	517, 700
50	263, 300	319, 300	384, 900	427, 600	519, 500
51	264, 500	320, 400	386, 700	428, 900	521, 400
52	265, 800	321, 500	388, 500	430, 200	523, 300
53	266, 800	322, 700	389, 900	431, 400	525, 300
54	267, 900	323, 800	391, 400	432, 500	527, 000
55	269, 000	324, 900	392, 900	433, 600	528, 700
56	270, 100	326, 000	394, 500	434, 700	530, 400
57	271, 300	327, 100	395, 900	435, 900	532, 100
58	272, 500	328, 200	397, 300	437, 000	533, 400
59	273, 700	329, 300	398, 800	438, 100	534, 700
60	274, 900	330, 300	400, 300	439, 100	536, 000
61	275, 900	331, 400	401, 700	440, 200	537, 300
62	277, 000	332, 500	403, 200	441, 300	538, 300
63	278, 100	333, 600	404, 700	442, 400	539, 300
64	279, 200	334, 700	406, 200	443, 500	540, 300
65	280, 200	335, 700	407, 600	444, 500	541, 100
66	281, 300	336, 800	408, 800	445, 500	542, 000
67	282, 400	337, 900	410, 000	446, 500	542, 900
68	283, 500	339, 000	411, 200	447, 500	543, 800
69	284, 500	340, 000	412, 400	448, 600	544, 700
70	285, 600	341, 100	413, 400	449, 600	545, 600
71	286, 700	342, 200	414, 400	450, 600	546, 500
72	287, 800	343, 300	415, 400	451, 600	547, 400
73	288, 700	344, 000	416, 400	452, 700	548, 300
74	289, 800	345, 000	417, 300	453, 700	549, 200
75	290, 900	346, 000	418, 100	454, 700	550, 100
76	292, 000	347, 000	419, 000	455, 700	551, 000
77	292, 900	348, 100	419, 700	456, 700	551, 900
78	293, 900	349, 100	420, 300	457, 400	552, 800
79	294, 900	350, 100	420, 900	458, 100	553, 700

80	295,900	351,100	421,500	458,800	554,600
81	297,000	352,100	422,100	459,600	555,500
82	297,900	353,100	422,700	460,300	
83	298,800	354,100	423,300	461,000	
84	299,700	355,100	423,900	461,700	
85	300,600	356,000	424,400	462,200	
86	301,500	356,700	425,000	462,900	
87	302,400	357,400	425,600	463,600	
88	303,300	358,100	426,200	464,300	
89	303,900	358,900	426,700	464,800	
90	304,600	359,500	427,300	465,500	
91	305,300	360,100	427,900	466,100	
92	306,000	360,700	428,500	466,800	
93	306,700	361,300	428,900	467,300	
94	307,300	361,700	429,400	468,000	
95	307,900	362,200	429,900	468,700	
96	308,500	362,700	430,400	469,400	
97	309,200	363,300	431,000	469,900	
98	309,800	363,800	431,500	470,600	
99	310,400	364,300	432,000	471,300	
100	311,000	364,800	432,500	472,000	
101	311,600	365,300	433,100	472,500	
102	312,100	365,800	433,600		
103	312,600	366,300	434,100		
104	313,100	366,800	434,600		
105	313,600	367,400	435,200		
106	314,000	367,900	435,700		
107	314,400	368,400	436,200		
108	314,800	368,900	436,700		
109	315,200	369,500	437,300		
110	315,600	370,000	437,800		
111	316,000	370,500	438,300		
112	316,400	371,000	438,800		
113	316,700	371,600	439,400		
114	317,100	372,100	439,900		
115	317,500	372,600	440,400		
116	317,900	373,100	440,900		
117	318,200	373,600	441,500		
118	318,600	374,100			
119	319,000	374,600			
120	319,400	375,100			

121	319,700	375,600			
122	320,100	376,100			
123	320,500	376,600			
124	320,900	377,100			
125	321,100	377,600			
126	321,500	378,100			
127	321,900	378,600			
128	322,300	379,100			
129	322,500	379,600			
130	322,900	380,100			
131	323,300	380,600			
132	323,700	381,100			
133	323,900	381,600			
134	324,300	382,100			
135	324,700	382,600			
136	325,100	383,100			
137	325,300	383,600			
138	325,600	384,100			
139	325,900	384,600			
140	326,200	385,100			
141	326,600	385,600			
142	326,900				
143	327,200				
144	327,500				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,200				
150	329,500				
151	329,800				
152	330,000				
153	330,400				
154	330,700				
155	331,000				
156	331,300				
157	331,700				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手の業務に従事する職員に適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	148,800	192,800	330,600	423,100
2	150,300	194,500	332,900	425,000
3	151,800	196,200	335,200	426,900
4	153,300	197,900	337,500	428,800
5	154,900	199,700	339,800	430,700
6	156,800	201,400	342,100	432,600
7	158,600	203,100	344,400	434,500
8	160,400	204,800	346,700	436,400
9	162,200	206,600	348,900	438,200
10	164,300	208,500	351,100	440,000
11	166,300	210,400	353,300	441,900
12	168,300	212,300	355,500	443,800
13	170,300	214,000	357,700	445,600
14	172,500	216,000	359,700	447,500
15	174,700	218,000	361,800	449,400
16	176,900	220,000	363,900	451,300
17	179,200	221,900	365,900	453,100
18	181,800	224,600	367,900	455,000
19	184,300	227,300	369,900	456,900
20	186,800	230,000	371,900	458,800
21	189,300	232,800	374,000	460,600
22	191,000	235,700	376,000	462,500
23	192,700	238,600	378,000	464,400
24	194,400	241,500	380,000	466,200
25	195,900	244,300	381,600	468,000
26	197,600	247,100	383,500	469,700
27	199,300	249,900	385,400	471,400
28	201,000	252,700	387,300	473,100
29	202,500	255,500	389,200	474,900
30	204,200	258,100	391,200	476,600
31	205,900	260,700	393,200	478,200
32	207,600	263,300	395,200	479,900
33	209,200	265,700	397,100	481,600
34	211,000	268,300	398,800	482,600
35	212,800	270,800	400,500	483,600
36	214,600	273,300	402,300	484,600
37	216,300	275,800	403,900	485,700
38	218,100	278,400	405,500	

39	219,900	281,000	407,100
40	221,700	283,600	408,700
41	223,600	286,100	410,400
42	225,400	288,700	412,000
43	227,200	291,200	413,600
44	229,000	293,700	415,200
45	230,900	296,000	416,900
46	232,600	298,700	418,500
47	234,300	301,400	420,100
48	236,000	304,100	421,700
49	237,600	306,600	423,400
50	239,300	309,100	425,000
51	241,000	311,600	426,600
52	242,700	314,100	428,200
53	244,100	316,500	429,900
54	245,800	318,700	431,500
55	247,400	320,900	433,100
56	249,100	323,100	434,700
57	250,600	325,400	436,400
58	252,200	327,600	438,000
59	253,800	329,800	439,500
60	255,400	331,900	441,100
61	257,000	334,100	442,800
62	258,600	336,300	444,400
63	260,200	338,500	446,000
64	261,700	340,700	447,600
65	263,200	342,900	449,300
66	264,900	345,100	450,900
67	266,500	347,300	452,500
68	268,200	349,500	454,100
69	269,700	351,500	455,700
70	271,200	353,600	457,300
71	272,700	355,700	458,900
72	274,200	357,800	460,500
73	275,500	359,600	462,000
74	276,900	361,500	463,000
75	278,300	363,500	464,000
76	279,700	365,400	465,000
77	281,100	367,400	465,800
78	282,300	369,100	
79	283,500	370,800	
80	284,700	372,500	

81	286,000	374,200
82	287,200	375,700
83	288,400	377,200
84	289,600	378,700
85	290,900	380,200
86	292,100	381,700
87	293,300	383,200
88	294,500	384,700
89	295,700	386,100
90	296,900	387,500
91	298,100	388,900
92	299,300	390,300
93	300,100	391,800
94	301,300	393,100
95	302,500	394,400
96	303,700	395,700
97	304,700	397,100
98	305,800	398,100
99	306,900	399,200
100	308,000	400,300
101	308,900	401,400
102	310,000	402,500
103	311,100	403,600
104	312,200	404,700
105	313,100	405,600
106	314,000	406,600
107	314,900	407,600
108	315,800	408,600
109	316,800	409,500
110	317,400	410,400
111	318,000	411,300
112	318,600	412,200
113	319,300	412,900
114	319,800	413,700
115	320,300	414,500
116	320,800	415,300
117	321,400	416,100
118	321,900	416,900
119	322,400	417,600
120	322,900	418,400
121	323,500	419,200

122	324,000	419,700		
123	324,500	420,200		
124	325,000	420,700		
125	325,600	421,100		
126	326,000	421,600		
127	326,400	422,100		
128	326,800	422,600		
129	327,100	423,000		
130	327,500	423,500		
131	327,900	424,000		
132	328,300	424,500		
133	328,500	424,900		
134	328,800	425,400		
135	329,100	425,900		
136	329,400	426,400		
137	329,800	426,800		
138	330,000			
139	330,300			
140	330,600			
141	330,900			
142	331,200			
143	331,500			
144	331,800			
145	332,100			
146	332,400			
147	332,700			
148	333,000			
149	333,200			
150	333,500			
151	333,800			
152	334,100			
153	334,300			

- 備考 1 この表は、校長、副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭の業務に従事する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で副校長の職務にあるものの俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職俸給表（第11条第3号関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000

39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		

81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		

122	299,900	332,100	367,900				
123	300,300	332,500	368,400				
124	300,700	332,900	368,900				
125	300,900	333,100	369,300				
126	301,300	333,500					
127	301,700	333,900					
128	302,100	334,300					
129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						

164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						

備考 この表は、看護師、准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4 指定職俸給表（第11条第4号関係）

号俸	俸給月額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

備考 この表は、学長が別に定める職員に適用する。

別表第5（第24条関係）

期間の区分		手当の額
1年未満		50,000円
1年以上	2年未満	50,000円
2年以上	3年未満	50,000円
3年以上	4年未満	50,000円
4年以上	5年未満	50,000円
5年以上	6年未満	50,000円
6年以上	7年未満	48,200円
7年以上	8年未満	46,400円
8年以上	9年未満	44,600円
9年以上	10年未満	42,800円
10年以上	11年未満	41,000円
11年以上	12年未満	39,200円
12年以上	13年未満	37,400円
13年以上	14年未満	35,600円
14年以上	15年未満	34,200円
15年以上	16年未満	32,800円
16年以上	17年未満	31,400円
17年以上	18年未満	30,000円
18年以上	19年未満	28,600円
19年以上	20年未満	27,200円
20年以上	21年未満	25,800円
21年以上	22年未満	25,200円
22年以上	23年未満	24,600円
23年以上	24年未満	23,700円
24年以上	25年未満	23,100円
25年以上	26年未満	22,500円
26年以上	27年未満	21,900円
27年以上	28年未満	21,300円
28年以上	29年未満	20,600円
29年以上	30年未満	20,300円
30年以上	31年未満	19,900円
31年以上	32年未満	19,300円
32年以上	33年未満	18,500円
33年以上	34年未満	17,600円
34年以上	35年未満	16,900円

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第6（第38条関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	

47	8,000	10,900	17,100
48	8,000	10,900	17,100
49	8,300	11,300	17,400
50	8,300	11,300	17,400
51	8,300	11,300	17,400
52	8,300	11,300	17,400
53	8,600	12,100	17,700
54	8,600	12,100	17,700
55	8,600	12,100	17,700
56	8,600	12,100	17,700
57	8,800	12,500	18,000
58	8,800	12,500	18,000
59	8,800	12,500	18,000
60	8,800	12,500	18,000
61	9,100	12,900	18,300
62	9,100	12,900	18,300
63	9,100	12,900	18,300
64	9,100	12,900	18,300
65	9,400	13,300	18,500
66	9,400	13,300	18,500
67	9,400	13,300	18,500
68	9,400	13,300	18,500
69	9,700	13,700	18,700
70	9,700	13,700	18,700
71	9,700	13,700	18,700
72	9,700	13,700	18,700
73	9,900	14,000	18,900
74	9,900	14,000	18,900
75	9,900	14,000	18,900
76	9,900	14,000	18,900
77	10,200	14,400	19,100
78	10,200	14,400	
79	10,200	14,400	
80	10,200	14,400	
81	10,400	14,700	
82	10,400	14,700	
83	10,400	14,700	
84	10,400	14,700	
85	10,600	15,000	
86	10,600	15,000	
87	10,600	15,000	
88	10,600	15,000	
89	10,800	15,400	
90	10,800	15,400	
91	10,800	15,400	
92	10,800	15,400	
93	11,000	15,700	
94	11,000	15,700	
95	11,000	15,700	
96	11,000	15,700	
97	11,200	16,000	
98	11,200	16,000	

99	11,200	16,000		
100	11,200	16,000		
101	11,400	16,300		
102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		
110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		
125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500			
139	12,500			
140	12,500			
141	12,600			
142	12,600			
143	12,600			
144	12,600			
145	12,800			
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			

151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

別表第7（第17条関係）

昇給区分		A	B	C	D	E
平成23年1月～	特定職員	8以上	6	3	2	0
	一般職員	8以上	6	4	2	0
	55歳以上	4以上	3	2	1	0
平成21年1月～ 平成22年1月	特定職員	7以上	5	2	1	0
	一般職員	7以上	5	3	1	0
	55歳以上	3以上	2	1	0	0

- 備考1 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものを特定職員とする。
- 2 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員は、「55歳以上」を「57歳以上」とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、別表第7の規定する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。